松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の 制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市立福祉医療センター東松戸病院及び介護老人保健施設梨香苑を廃止するため。

#### 松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改 正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等 の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市病院事業の設置等に関する条例(昭和43年松戸市条例第18号)の一部を次のように改

上りる。	
改正前	改正後
(病院事業の設置)	(病院事業の設置)

### 第1条 (略)

する。

名称	位置	
松戸市立総合医療セ	(略)	
ンター		
松戸市立福祉医療セ	松戸市高塚新田123	
ンター東松戸病院	番地の13	

(経営の基本)

## 第3条 (略)

2 松戸市立総合医療センター及び松戸市立福祉医 2 松戸市立総合医療センター(以下「病院」とい 療センター東松戸病院(以下「病院」という。) は、次の事項を達成することを任務とする。

(1)~(3) (略)

3 病院の診療科目は、次のとおりとする。

松戸市立総合医療	松戸市立福祉医療センター
センター	<u>東松戸病院</u>
(略)	<u>内科</u>
	<u>呼吸器内科</u>
	脳神経内科
	<u>外科</u>

### 第1条 (略)

2 病院事業の施設の名称及び位置は次のとおりと 2 病院事業の施設の名称及び位置は次のとおりと する。

名称	位置	
松戸市立総合医療セ	(略)	
ンター		

(経営の基本)

## 第3条 (略)

う。) は、次の事項を達成することを任務とする。

(1)~(3) (略)

3 病院の診療科目は、次のとおりとする。

松戸市立総合医療
センター
(略)

整形外科 リハビリテーション科 泌尿器科 眼科 耳鼻いんこう科 婦人科 精神科 歯科口腔外科

4 病院の病床数は、次のとおりとする。

病床数	一般病床	感染症病床
区分		
松戸市立総合医療セン	(略)	
ター		
松戸市立福祉医療セン	<u>181</u>	
ター東松戸病院		

4 病院の病床数は、次のとおりとする。

有	<b></b>	一般病床	感染症病床
区分			
松戸市立総合医療	セン	(略)	
ター			

# (介護老人保健施設)

- 第4条 病院事業の附帯事業として、介護保険法(平 第4条 削除 成9年法律第123号)に基づく介護老人保健施 設を設置する。
- 2 介護老人保健施設の名称及び位置は、次のとお りとする。

<u>名称</u>	位置		
松戸市立福祉医療セ	松戸市高塚新田123番地		
ンター介護老人保健	<u>თ13</u>		
施設梨香苑			

3 介護老人保健施設の定員は、次のとおりとする。

<u>区分</u>	<u>定員</u>
入所者	<u>50人</u>
通所者	<u>10人</u>

(松戸市病院事業使用料手数料条例の一部改正)

第2条 松戸市病院事業使用料手数料条例(昭和36年松戸市条例第27号)の一部を次のように改正す る。

改正前	改正後		
(目的)	(目的)		

第1条 松戸市病院事業の施設(病院及び介護老人)第1条 松戸市病院事業の施設(病院をいう。)を 保健施設をいう。)を利用する者(以下「利用者」 という。) から、この条例の定めるところにより 使用料及び手数料(以下「使用料等」という。) を徴収する。

利用する者(以下「利用者」という。)から、こ の条例の定めるところにより使用料及び手数料 (以下「使用料等」という。)を徴収する。

## 別表(第2条関係)

備考

(略)

(1) 病院				
	種別		料金	
(略)				
特別室	松戸市立	(略)		
(病室)	総合医療			
使用料	センター			
	松戸市立	<u>A室</u> 1床	12,000円	
	福祉医療	<u>1日につき</u>		
	センター	<u>B室</u> 1床	<u>4,200円</u>	
	東松戸病	<u>1日につき</u>		
	<u>院</u>			
非紹介	患者の初診カ	1回	(略)	
につき				
(略)				
自動車	による交通事	事故の診療料	(略)	
金				
(2) 介護:	② 介護老人保健施設			
	<u>種別</u>		<u>料金</u>	
特別室(	療養室)使	<u>A室</u> 1床	4,000円	
<u>用料</u>		<u>1日につき</u>		
		<u>B室</u> 1床	2,000円	
		<u>1日につき</u>		

# 別表(第2条関係)

病院				
	種別			料金
(略)				
特別室	松戸市立	(略)		
(病室)	総合医療			
使用料	センター			
	(削除)			
非紹介	患者の初診カ	ロ算料	1回	(略)
につき				
(略)				
自動車による交通事故の診療料			(略)	
金				

(略) 備考

(松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例の一部改正)

第3条 松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例(平成22年松戸市条例第16号)の一部を次 のように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、養成所等に在学する者で、卒	第1条 この条例は、養成所等に在学する者で、卒

業後に松戸市立総合医療センター、松戸市立福祉 医療センター東松戸病院、松戸市立福祉医療セン ター介護老人保健施設梨香苑及び松戸市立総合医 療センター附属看護専門学校(以下「病院等」と いう。) に勤務しようとする者に対し、奨学金を 貸し付けることによりこれらの者の修学を容易に し、もって病院等における有能な助産師及び看護 師の確保に資することを目的とする。

業後に松戸市立総合医療センター及び松戸市立総 合医療センター附属看護専門学校(以下「病院等」 という。) に勤務しようとする者に対し、奨学金 を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易 にし、もって病院等における有能な助産師及び看 護師の確保に資することを目的とする。

(松戸市立総合医療センター附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例の一部改正)

第4条 松戸市立総合医療センター附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例(昭和45年松戸市条例第 33号)の一部を次のように改正する。

	~	
דו און	311	

(目的)

第1条 この条例は、松戸市立総合医療センター附一第1条 この条例は、松戸市立総合医療センター附 属看護専門学校等に在学する者で、卒業後に松戸 市立総合医療センター、松戸市立福祉医療センタ 一東松戸病院、松戸市立福祉医療センター介護老 人保健施設梨香苑及び松戸市立総合医療センター 附属看護専門学校(以下「病院等」という。)に 勤務しようとする者に対し、学資を貸し付けるこ とによりこれらの者の修学を容易にし、もつて病 院等における看護師及び助産師の確保に資するこ とを目的とする。

改正後

(目的)

属看護専門学校等に在学する者で、卒業後に松戸 市立総合医療センター及び松戸市立総合医療セン ター附属看護専門学校(以下「病院等」という。) に勤務しようとする者に対し、学資を貸し付ける ことによりこれらの者の修学を容易にし、もつて 病院等における看護師及び助産師の確保に資する ことを目的とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。